

11. 債務者区分による債権の状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度末	平成26年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	786	563
危険債権	2,186	2,066
要管理債権	18,351	17,356
小計	21,325	19,986
(対合計比)	(0.31)	(0.30)
正常債権	6,859,955	6,697,746
合計	6,881,280	6,717,733

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 要管理債権とは、3ヵ月以上延滞貸付金および条件緩和貸付金です。なお、3ヵ月以上延滞貸付金とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金(注1および2に掲げる債権を除く)です。条件緩和貸付金とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行なった貸付金(注1および2に掲げる債権ならびに3ヵ月以上延滞貸付金を除く)です。
4. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権です。

【ご参考】貸付金等の自己査定状況

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度末		平成26年度末	
	金額	占率	金額	占率
非分類	6,818,675	99.1	6,669,443	99.3
Ⅱ分類	62,525	0.9	48,215	0.7
Ⅲ分類	79	0.0	73	0.0
Ⅳ分類	—	—	—	—
Ⅱ～Ⅳ分類計	62,605	0.9	48,289	0.7
合計	6,881,280	100.0	6,717,733	100.0

- (注) 1. 貸付金等とは、貸付金、貸付有価証券、支払承諾見返、未収収益(左記資産に係るもの)、仮払金(貸付金に準ずるもの)の合計です。
2. 本表は償却・引当実施後のものです。
3. 非分類とは、回収の可能性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。
4. Ⅱ分類とは、債権確保上の諸条件が満足に充たされない、あるいは、信用上疑義がある等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。
5. Ⅲ分類とは、最終の回収または価値について重大な懸念があり、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。
6. Ⅳ分類とは、回収不可能または無価値と判定される資産です。